

(参考資料) 「規制改革推進のための3か年計画(再改定)(保育関連抜粋) (平成21年3月31日閣議決定)」取りまとめられる

規制改革会議が推進する3か年計画が昨年度に引き続き閣議決定されました。とくに保育関連については下記のような措置事項の報告にまとめられています。その中で「直接契約方式等」については少子化対策特別部会が検討している包括的な次世代育成支援の枠組みに向けた検討に委ねられています。ご参考まで抜粋してお送りします。

事項名	措置内容・実施予定時期
・認定こども園の制度改革について	平成20年10月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策) 文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、20年度中に結論を得る。
・直接契約方式の導入について	包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置
・直接補助方式の導入	上記同様
・イコールフットイングによる株式会社等の参入促進	上記同様
・保育所の最措置低基準等に係る見直し	平成20年度調査実施・分析、平成21年度措置

「規制改革会議」サイトから本文等閲覧できます。

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2009/0331/index.html>

(参考資料) 認定こども園制度の在り方に関する検討会「今後の認定こども園制度の在り方について(案)(平成21年3月31日)」 取りまとめについて

第5回「認定こども園制度の在り方に関する検討会」(平成21年3月31日)が開催され下記のような内容の報告書案が提示され審議されました。ご参考まで下記に主な内容を紹介します。なお、同報告書案については、当日の意見をもとに、後日正式な報告書としてまとめられることで決議されました。

一方、当面の検討はこれをもって一旦終了とされたのと同時に、検討会の枠組みのみは今後に残していくことになりました。

(以下抜粋)

・「認定こども園制度の改革の方向」

(1) 基本的考え方

具体的には、次のような課題について取組を行うべきである。

財政支援の充実

二重行政の解消

教育と保育の総合的な提供の推進

家庭や地域の子育て支援機能の強化

質の維持・向上への対応

その際、次のような視点も踏まえ、幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき教育・保育を行うことが重要である。

- ・子どもの最善の利益を重視すること
- ・乳幼児期に最もふさわしい生活の場を保障すること
- ・教育・保育の質の維持・向上を目指すこと
- ・家庭や地域の子育て支援機能を評価し、強化すること

さらに、「社会保障審議会・少子化対策特別部会第1次報告（平成21年2月24日）」で示された保育制度改革に係る検討の方向性を踏まえて論点を整理し、具体的な制度的検討を進めることが必要である。

(2) 認定こども園に関する課題への対応

教育と保育の総合的な提供の推進

現在、幼保連携型・幼稚園型、保育所型、地方裁量型という4類型があるが、認定こども園の理念・意義及び教育・保育の質の維持・向上を図る観点からは、将来的には幼保連携型に集約していく方向で進めていくことが望ましいと考えられる。ただし、まずは認定こども園の普及を目指していくことが必要であり、当面は、地域や施設の実情に応じて他の類型に対する配慮や柔軟な対応が必要と考えられる。

幼稚園や幼稚園型の認定こども園が幼保連携型の認定こども園に移行する場合には、都道府県等は、3歳未満児の待機児童の状況など地域の実情を十分に検討した上で、幼稚園の対象年齢も考慮して3歳～5歳のみを対象とする保育所の認可を行うなど、柔軟な対応をすべきである。

待機児童が顕在化していない市町村においても、潜在的な待機児童が見込まれる場合には、都道府県等は、地方裁量型や幼稚園型の認定こども園等に対して、保育所の認可を行うべきである。

幼保連携型の認定こども園における幼稚園・保育所のそれぞれの認可については、都道府県等は認定こども園全体として一定の規模が確保されるのであれば、幼稚園・保育所のそれぞれの定員が少人数でも認可できるという現行の取扱いを活用すべきである。

人口減少地域等において、幼稚園と保育所の連携を進めていくことが必要であり、とりわけ、幼稚園又は保育所の一方しかない地域においては、質の高い教育・保育の双方を提供する観点から、認定こども園制度を活用することが望ましいと考えられる。

幼稚園教諭と保育士の資格については、これを一元化すべきとの意見もあったが、若手の職員についてはほとんどが両資格を併有している実態も踏まえ、質の確保を前提に、当面は養成課程や試験の弾力化をさらに図っていくべきである。

5. 今後のスケジュール

二重行政の解消や財政支援等にかかる改善事項について、確実に進めていくため、今後、見直しの進捗状況等をフォローアップしていくことが必要である。

また、保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を進めていくべきである。

認定こども園制度に関する法律の附則においては、施行後5年（平成23年10月）を経過した場合に施行状況を勘案し、必要があるときは法律の規定について検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて4必要な見直しを実施すべきである。

下記「内閣府>少子化対策」サイトから本文等閲覧できます。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/06kodomoen/k_5/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX : 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp